



事 務 連 絡
令和2年3月10日

独立行政法人 労働者健康安全機構

御中

厚生労働省医政局総務課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う消毒用エタノールの取扱いについて

今般の新型コロナウイルスの影響で、マスクに加え、手指消毒用エタノールの供給不足が問題になっているところです。これについて、弊省では、別添の通り、令和2年2月28日付けで各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部（局）あてに事務連絡を発出しております。

貴団体におかれては、同内容について、貴団体会員に周知いただきますよう、お願い申し上げます。

事務連絡
令和2年2月28日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課
厚生労働省医政局経済課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う消毒用エタノールの取扱いについて

現在、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う需要の増加により、消毒用エタノール（医薬品又は医薬部外品）の供給不足が生じています。

イベント又は施設等に来訪する者に対し、イベント又は施設の開設者等（以下「事業者等」という。）が感染予防の目的で購入した消毒用エタノールを使用させる場合の取扱いについて、事業者等から照会が寄せられていることから、来訪者等に対する消毒用エタノールの使用について、下記のとおり取扱う旨、貴管下関係者又は事業者等から照会があった場合は、周知いただきますようお願いいたします。

記

1. イベント又は施設等の訪問者や職員等に使用させることを目的として、消毒用エタノールを他の容器へ詰め替え、使用させることは差し支えないこと。なお、他の容器に詰め替えた消毒用エタノールについて、来訪者等への販売・授与等を行わないこと。
2. 容器の詰め替えに際しては、当該事業者等の責任の下において、容器の清浄度に配慮するなど、衛生的な管理に努めること。

以上